## 協力企業作業員の負傷の調査結果について

東 京 電 力 株 式 会 社 福島第二原子力発電所

平成 18 年 8 月 2 日午前 9 時 45 分頃、発電所の北防波堤改修のため消波ブロックの据え付け作業を行っていた協力企業作業員が、作業に使用していたワイヤーを外すため当該ブロックに登った際、当該ブロックがずれて、ゆるめていたワイヤーが張り、それに当たって落ち、顔や腰などを負傷しました。

このため、午前9時55分頃、業務車で病院へ搬送しました。

診察の結果、「頭部顔面外傷、腰部打撲症、左下脚打撲症」と診断されました。当該作業員は治療後、帰宅しました。

(8月2日お知らせ済み)

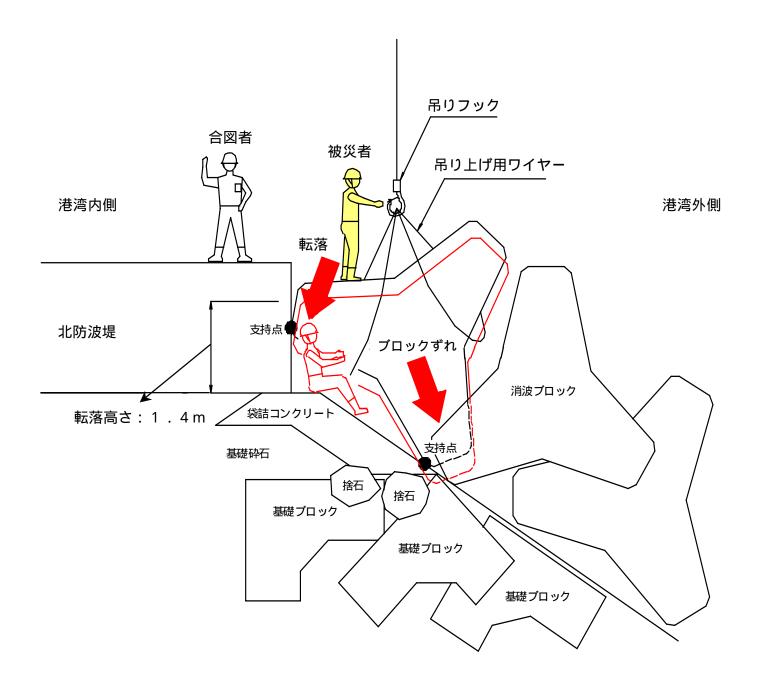
調査の結果、当該ブロックがずれた原因は、当該ブロックを据え付けてワイヤーをゆるめた後で、当該ブロックの自重により据え付け箇所付近のコンクリートあるいは石が破損したか石等が移動したことによるものと推定しました。

対策として、消波ブロックを据え付ける場合は、安定して据え付けしたことを多方向から確認することとします。

また、ワイヤーの取り外しに係わる作業で、消波ブロックに乗る場合は、 ワイヤーを張った状態で行うこととします。

さらに、これらについて、手順書に反映することとします。

以上



災害状況図